

令和7年度（2025年度） 定期監査結果報告書

1 監査の対象

(1) 対象部局

総務部

(2) 対象事務

令和7年（2025年）4月1日から令和7年9月30日までに
執行された財務に関する事務およびその他の事務

2 監査の期間

令和7年10月27日から令和8年（2026年）3月25日まで

3 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、監査項目を定め、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点を踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を実施するなど、函館市監査基準に基づき行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

(1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分、年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(2) 現金取扱事務

- ア 出納員その他の会計職員、企業出納員および現金取扱員以外の者が現金を扱っていないか。
- イ 現金出納簿等は正確に記帳されているか。
- ウ 収納金は適切に保管され、遅滞なく指定金融機関等に払込ままたは預入されているか。

(3) 庶務的事務

- ア 職員の服務に係る手続は適正か。
- イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

4 監査の結果

監査の対象とした事務について、監査した限りにおいて、次のとおり見直しを要する点が見受けられた。

(1) 意見

ア 庶務的事務

職員の勤務時間の管理において、職員の勤務時間に関する条例（平成3年条例第3号）第2条第8項の規定による勤務を要しない日の振替え（以下「割振り変更」という。）については、職員の勤務時間に関する条例施行規則（平成3年規則第30号）第4条第5項に「任命権者は、勤務を要しない日の振替えまたは半日勤務時間の割振り変更を行った場合には、職員に対して速やかにその旨を通知しなければならない。」と規定されており、勤務を要しない日（週休日）と勤務日の振替等に関する取扱い（令和2年6月策定）では、勤務を要しない日の振替・半日勤務時間の割振り変更命令簿へ記載することで行うとされているところ、新たな勤務を要しない日の振替えを割振り変更命令簿に記載していなかったほか、週休日の振替えを事前に決定・通知することなく実施していた事例が見受けられた。

また、振替えに係る割増賃金においては、職員の勤務時間に関する条例（平成3年条例第3号）第16条第3項の規定により、振替え後の週の割り振られた勤務時間が週の割り振られた正規の勤務時間（38時間45分）を超えることになる場合、超えた時間数について、100分の25の割増賃金（時間外勤務手当）の支払いが必要とされているところ、割増賃金の計上誤りにより時間外勤務手当の過大支給が生じていた。

令和6年度および令和7年度の定期監査の結果、総務部を含む

1 1 部局において、上記の誤りのほか、1 日および半日以上以外の不当な単位の振替えをしていたもの、振替え勤務後の時間外勤務手当の支給割合を誤っていたもの、本来振替えができない休日に対し割振り変更を行っているもの等、取扱いの誤りや時間外勤務手当の誤支給が生じていた。

これは、割振り変更において、振替えが可能な要件を理解すること、新たに設定する週休日を事前に決定し通知すること、振替え後の週の勤務時間を再計算することなど、勤務時間および給与の制度が複雑であり、振替えによる手続きが庶務担当課においても十分に理解されていないことが原因であると思料される。

制度を所管する総務部においては、正確性を高めるための職員向け説明会の実施やマニュアルの工夫など、制度理解の向上に向けた実効性のある取組を行うことはもとより、デジタル技術を活用したDXの推進による割振り変更事務の適正化・省力化を図る仕組みづくりなども検討されたい。